

滋賀県テニス協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、滋賀県テニス協会と称する。
- 第2条 本会は、滋賀県におけるテニスの普及発展と、会員のテニス技術向上並びにスポーツ精神の高揚を期し、併せて会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種テニス大会の主催並びに後援
 2. テニスの普及・指導・強化
 3. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は、団体会員、個人会員及び滋賀県高等学校及び中学校体育連盟テニス専門部（以下高体連テニス部及び中体連テニス部と称する）とする。
1. 団体会員 滋賀県内のテニスクラブ、テニス同好会及び各種学校のテニス部、その構成員を本会に登録しなければならない。
 2. 個人会員 滋賀県内に在住もしくは在勤し、テニスを愛好する人。
 3. 高体連テニス部及び中体連テニス部 但し、各学校の校名と顧問名を本会に登録しなければならない。
- 第5条 会員が本会に入会するときは、入会届けを提出し、所定の会費を納入しなければならない。
- 第6条 会員は毎年理事会で決定した会費を納入しなければならない。
- 第7条 団体会員及び高体連テニス部及び中体連テニス部の登録構成員並びに個人会員は、総会に於いて議決権を有する。
- 第8条 会員（登録構成員を含む）が本会の規約に違反し、もしくは本会の目的に著しく遺背したまたは、アマチュアスポーツマンとしての体面を毀損したときは、理事会の決議によって除名することが出来る。

第3章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|------|----------|------|---------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名以内 |
| 理事長 | 1名 | 副理事長 | 3名以内 |
| 常任理事 | 細則第3条による | 理事 | 第10条による |
| 監事 | 2名 | | |
- 第10条 1. 団体会員はその代表者1名を本会に届け出るものとし、その者を本会の理事とする。但し、その理事が監事以外の他の役員に選出されたときは理事の地位を失い、その団体会員は再度代表者1名を本会に届け出ることができ、その者が本会の理事となる。
2. 高体連テニス部及び中体連テニス部は、それぞれのその代表者4名以内の者を本会に届け出るものとし、その者が理事となる。
- 第11条 理事以外の役員は理事会において選出する。
1. 会長、副会長は理事会において推挙する。
 2. 常任理事は各地域協会より別に定める人員を推薦し、理事会において選任する。
 3. 理事長、副理事長は常任理事の互選により選出し、理事会において選任する。
 4. 会長及び理事長は別に常任理事若干名を地域推薦以外に指名することができ、理事会において選任する。
 5. 監事は理事会において選任する。
- 第12条 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事長は、理事会及び常任理事会の決定に従って会務を統括して執行し、会長及び副会長事故あるときはその職務を代行する。
 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
 5. 常任理事は、理事会及び常任理事会の決定に従って会務を分担して執行する。
 6. 理事は、理事会を構成し、会務全般について審議する。
 7. 監事は、本会の会計を監査し、理事会に報告すると共に、本会のコンプライアンスを担当する。

- 第13条 1. 役員の任期は次のとおりとする。 但し、再任を妨げない。
- | | |
|-----------|----|
| 1 理事 | 1年 |
| 2 理事以外の役員 | 2年 |
2. 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 第14条 1. 名誉会長は、会長経験者から常任理事会の選任を得て、これを置くことができる。
2. 顧問は、会長が常任理事会の承認を得て、これを置くことが出来、本会の重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第4章 会 議

- 第15条 1. 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。
但し、理事の過半数が会議の目的を示してその開催を請求したときは、会長は延滞なくこれを招集しなければならない。
2. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
3. 理事は、所属団体の登録構成員もしくは他の役員に委任して議決権を行使することができる。
- 第16条 1. 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は常任理事会を構成する。
2. 常任理事会は、理事会の決定に従って本会の会務を審議執行する。
3. 常任理事会は、理事長が招集し、構成員の3分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 第17条 1. 総会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。但し、議決権を有する者の5分の1以上が、会議の目的を示してその開催を請求したときは、会長は延滞なくこれを招集しなければならない。
2. 総会は、議決権を有するものの5分の1以上の出席により成立し、議事は過半数をもって決する。
3. 議決権は他の議決権を有する者に委任して行使することができる。

第5章 委員会

- 第18条 本会の業務を遂行するため、常任理事会の中に必要な委員会を設ける。
- 第19条 委員長、副委員長は常任理事または学識経験者から常任理事会の承認を得て理事長が指名する。
- 第20条 委員は、理事長の承認を得て委員長が指名する。
- 第21条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第22条 理事長は、必要に応じ、委員長、副委員長の出席を得て委員長会議を招集することができる。

第6章 会 計

- 第23条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。
1. 会 費
 2. 助成金
 3. 競技会の収入
 4. 寄付金
 5. その他
- 第24条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月末日で終わる。
- 第25条 本会の予算及び決算は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第7章 付 則

- 第26条 本会の規約は、理事会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。
- 第27条 本会の規約の施行に関する必要な事項の細則は、常任理事会において別に定めることができる。
- 第28条 この規約は昭和55（1980）年3月16日から施行する。
この規約は平成5（1993）年4月1日に一部改訂する。
平成17（2005）年4月1日に一部改訂する。
平成29（2017）年4月1日に一部改訂する。
平成30（2018）年4月1日に一部改訂する。
令和3（2021）年4月1日に一部改訂する。